指定給水装置工事事業者のみなさまへ

八代生活環境事務組合より大切なお知らせ

２０１９年１０月１日より
指定給水装置工事事業者は
５年ごとの更新が必要になります

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。

●指定の有効期間が従来の無期限から５年間となります。
※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、
初回の更新までの有効期間が異なります。

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10.4.1～H11.3.31	2019年9月30日～2020年9月29日（1年）
H11.4.1～H15.3.31	2019年9月30日～2021年9月29日（2年）
H15.4.1～H19.3.31	2019年9月30日～2022年9月29日（3年）
H19.4.1～H25.3.31	2019年9月30日～2023年9月29日（4年）
H25.4.1～R1.9.30	2019年9月30日～2024年9月29日（5年）

更新の案内については、更新期限が1年未満の指定給水装置工事事業者さま宛に郵送します。
なお、郵便の不着や未更新の方への再通知はいたしません。

◇更新申請についてのお問い合せ
総務課　TEL：0965-62-2049